

令和7年度水防計画

第1款 目 的

この水防計画は、水防法（昭和24年法律第193号）第4条の規定に基づき、兵庫県知事から指定された指定水防管理団体たる相生市が、同法第33条の規定に基づき、相生市の地域にかかる河川、ため池及び海岸の洪水等の水災に対処しその被害を軽減することを目的とする。

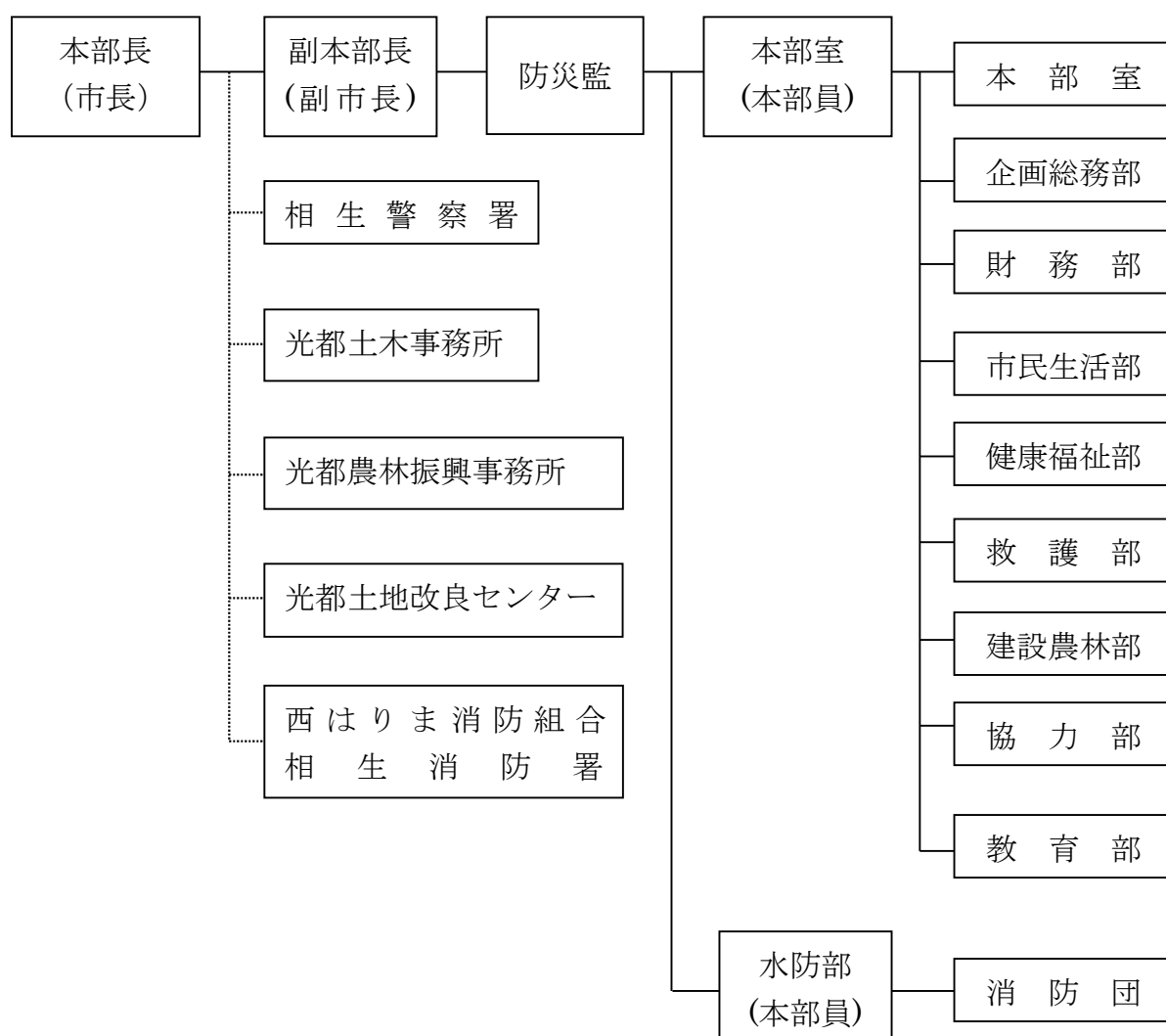
第2款 水防事務の処理

洪水等に際し水災を警戒し、防御し及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持するため、水防法第16条による水防警報の通知を受けたときから洪水等による危険が除去されるまでの間、この水防計画に基づいて水防事務を処理するものとする。

第3款 水防本部の設置及び組織

- 1 水防管理者は、洪水等についての水防活動の必要があると認めたときからその危険が除去されるまでの間、市に水防本部を設置する。ただし、市に災害対策本部が設置された場合には、その組織に統合されるものとする。
- 2 水防本部の事務局は、相生市企画総務部危機管理課におき、水防本部の組織は次のとおりとする。

水防本部の組織



3 本部員は次の職にある者をもって充てる。

(1) 本部室の本部員

ア 教育長

イ 各部長

ウ 会計管理者

エ 議会事務局長

オ 市民病院事務局長

カ 教育次長

キ 部長相当職

ク 西はりま消防組合相生消防署長

(2) 水防部の本部員

ア 消防団長・消防副団長

4 本部室及び各部には次のとおり班を置き、各部長の命により、相生市地域防災計画に定める組織計画に準じた事務分掌にあたる。

本 部 室・・・防災班

企画総務部・・・企画総務班

財 務 部・・・財政班、調査班、出納班

市民生活部・・・市民生活総務班、地域振興班、環境班

健康福祉部・・・健康福祉総務班、長寿福祉班、看護専門学校班

建設農林部・・・建設農林総務班、農林水産班、下水道班

救 護 部・・・救護総務班、救護班

協 力 部・・・協力班

教 育 部・・・庶務班、学校教育班、生涯学習班、人権教育推進班、
体育振興班、市立学校班、市立幼稚園班

水 防 部・・・消防団

第4款 水防本部の班員の非常招集

各班員は、水防本部の業務開始の指令を受けたときは、直ちに本部に出動し、水防部長の指揮を受けるものとする。

第5款 水防巡視並びに水防信号

1 水防巡視

- (1) 防災監は、水防本部長から水防警報等の通知を受けたときは、消防団長を経て直ちに各河川の水防受持区域の分団長に対し、その通知を連絡し、必要団員に河川及び水門、樋門等の巡視を行うよう指示する。
地震による堤防の漏水、沈下等の場合又は津波の場合も同様とする。
- (2) 各分団長は、洪水等予報の通知を受けたときは、随時、河川、堤防を巡視し、水位の変化及び水門の状況等を消防団長を経て直ちに防災監に報告する。
- (3) 各分団長は、水防警報の通知を受けたときは、常時、河川、堤防を巡視し、洪水等のおそれを察したときは、消防団長を経て直ちにその状況を防災監に報告するとともに団員を招集し、水防作業にあたらせる。

2 水防信号は次のとおりとし、サイレンの吹鳴で周知を図る。

信号の種類	発するとき	指示事項	サイレン
第1信号	河川の水位が増し警戒の必要があるとき	一般市民に周知するとともに必要な団員を招集し、河川の警戒にあたる	約 5秒 15秒 5秒 15秒 〇・・・休止・・・〇・・・休止
第2信号	水防区より洪水等のおそれがある旨の報告があったとき	各分団員を招集するとともに水防活動に必要な資材を現場に輸送する	約 5秒 6秒 5秒 6秒 〇・・・休止・・・〇・・・休止
第3信号	堤防が決壊し又はこれに準ずべき事態が発生したとき	各分団員の外、必要により一般市民の出勤を求める	約 10秒 5秒 10秒 5秒 〇・・・休止・・・〇・・・休止
第4信号	洪水等が著しく切迫し区域内の住民を避難させる必要があると認めたとき	相生警察署に通報し一般市民を避難場所に誘導する	約 1分 5秒 1分 〇・・・休止・・・〇・・・休止

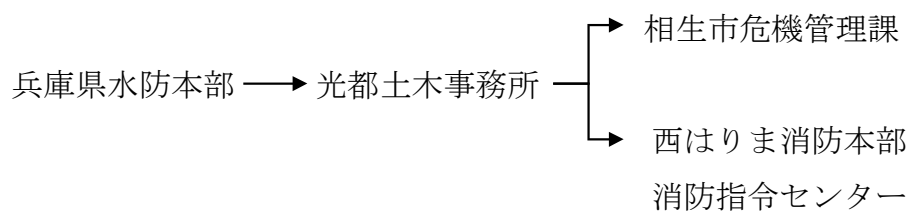
地震による堤防の漏水、沈下等の場合又は津波の場合は、上記に準じて水防信号を発する。

備考：信号は適宜の時間継続すること。

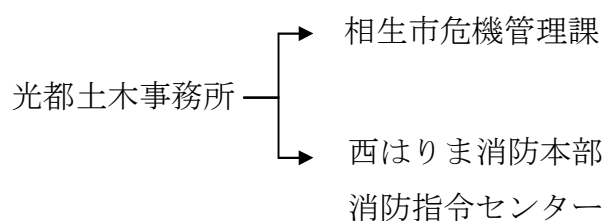
第6款 水防警報及び気象情報の伝達並びに連絡方法

1 水防に関する連絡系統

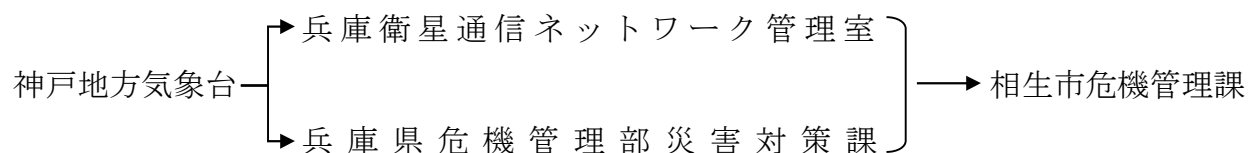
(1) 水防指令



(2) 水防警報



(3) 気象情報(地震、津波を含む。)



総務省消防庁（J－A L E R T利用） → 相生市危機管理課

2 水防区別連絡方法

水防区	担当分団	責 任 者	通 信 連 絡 方 法			
			第 1 通信	第 2 通信	第 3 通信	第 4 通信
第 1 水防区	第 1 分団 第 2 分団 第 8 分団	分団長 〃 〃	防 災 行 政 無 線	固 定 ・ 携 帯 電 話	電 子 メ ー ル ・ 無 線	伝 令
第 2 水防区	第 5 分団 第 6 分団	〃 〃				
第 3 水防区	第 3 分団 第 4 分団 第 7 分団	〃 〃 〃				
第 4 水防区	第 9 分団 第10分団	〃 〃				
第 5 水防区	第11分団 第12分団	〃 〃				
第 6 水防区	第13分団 第14分団 第15分団	〃 〃 〃				

3 通信施設

災害現場の状況及び警戒中の情報に活用する。

通信機台数

デ ジ タ ル 簡 易 無 線 機				
中 継 局		4 (旭・若狭野町寺田・矢野町上・矢野町榊)		
区 分		市	消 防 団	消 防 署
移 動 局	車 載 用	2	1 5	0
	携 帯 用	3	3 6	5
	計	5	5 1	5

呼出し名称

分団名称、中継局地区名を呼出し名称で使用する。

第 7 款 水防資材と輸送力

1 水防倉庫設置場所

倉 庫 名	所 在 地	面 積
相 生 倉 庫	旭一丁目 1 番 3 号 (防災倉庫内)	8 2 . 5 0 m ²
若狭野倉庫	若狭野町寺田字西河原 3 2 9 - 3	5 2 . 0 5 m ²
矢 野 倉 庫	矢野町二ツ木字京明 1 2 番地先	2 2 . 6 8 m ²

2 水防資器材の備蓄状況

(令和7年5月1日現在)

区分 品名	相生倉庫	若狭野倉庫	矢野倉庫	計
ビニール袋 (枚)	土のう袋 7,000	6,500	6,500	20,100
	1t土のう袋 100			
	計7,100			
シート (枚)	30	20	24	74
縄 (巻)	14	10	10	34
木杭 (本)	34	50	43	127
鋼管杭 (本)	215	80	36	331
掛矢 (挺)	15	10	10	35
スコップ (挺)	47	30	30	107
じょれん (挺)	8	10	10	28
つるはし (挺)	6	5	5	16
一輪車 (台)	5	5	5	15
なた (挺)	9	5	5	19
厚鎌 (挺)	7	10	10	27
たこづち (挺)	2	2	2	6
クリッパー (挺)	6	2	2	10
のこぎり (挺)	5	4	4	13
番線 (kg)	50	50	50	150
大ハンマー (本)	7	4	4	15
ロープ (本)	17	7	5	29
シノ (本)	4	3	2	9
ハンドマイク (個)	1	1	1	3
モッコ(リング付)	2	2	2	6
手カギ (挺)		2	2	4
土留鋼板 (式)	1	1	1	3

3 本部輸送力

区分 各部等	乗用車	バス (マイクロ)	ダンプ	貨物	消防車	救急車
水防本部室	19	2	12	25		
水防部(団)	1				16	
相生消防署				1	4	2

4 輸送協力事業所

名 称	所 在 地	電 話
西 播 通 運 (株)	汐見台15-1	22-3000
(株) ウ イ ン グ 神 姫	竜泉町394-1	22-5180

※ その他建設業者、事業所等の協力をもとめる。

第8款 水防体制と活動

1 消防分団の水防受持区域

水 防 区	主 要 範 囲	担 当 分 団
第 1 水 防 区 相生・大谷町・川原町 旭・大島町・野瀬 葛ヶ浜・鰯浜・坪根	相生大谷川、亀ノ尾川、野瀬大谷川 各地区海岸、龍山、網之浦、野瀬 (急傾斜地) 津波・高潮に関する重要水防区域 その他第1水防区全域	第1・2・8分団
第 2 水 防 区 古池・双葉・向陽台 赤坂・池之内・那波野 汐見台・山手	古池大谷川、岩谷川、普光沢川 その他第2水防区全域	第5・6分団

水 防 区	主 要 範 囲	担 当 分 団
第 3 水 防 区 那波・陸・佐方・千尋町 山崎町・西谷町 ひかりが丘	普光沢川、鮎婦川、苧谷川、 佐方川、西矢野谷川 津波・高潮に関する重要水防区域 その他第3水防区全域	第3・4・7分団
第 4 水 防 区 緑ヶ丘・青葉台・竜泉町 上松・入野・鶴亀 東後明・西後明	苧谷川、西後明川 緑ヶ丘、入野（急傾斜地） その他第4水防区全域	第9・10分団
第 5 水 防 区 野々・八洞・出 寺田・若狭野・福井 下土井・雨内	矢野川、小河川、雨内大谷川 その他第5水防区全域	第11・12分団
第 6 水 防 区 真広・下田・二木・小河 上土井・瓜生・上・菅谷 榊・釜出・金坂・中野 森・能下	矢野川、小河川、二ツ木川 鍛冶屋川、能下川、榊川、黒蔵川 その他第6水防区全域	第13・14・15分団

※ 消防団長は、必要に応じ分団に、他の水防区へ水防作業の応援をさせることができる。

2 水防警戒箇所

(1) 河 川

河 川 名	重 要 水 防 区 域		
	左右岸の別	延 長 (m)	地 点 名
大 谷 川	左岸 右岸	5 0 5 0	相生市相生 2 丁目 (人道橋～蛭子橋)
佐 方 川	右岸	5 0	相生市佐方 2 丁目 (神田橋～下流)

(2) 津波・高潮に関する重要水防区域（港湾・海岸）

港湾名	地区名	水防上最も重要な区域			次に重要な区域			要 注 意 区 域		
		番号	延長	地点	番号	延長	地点	番号	延長	地 点
相 生 港	相 生							①	340	相 生
	那 波							②	110	大 島
	那 波							③	550	那 波
	那 波							④	490	那波南
	鰯 浜							⑤	150	鰯 浜
	壺 根							⑥	240	壺 根
								計 1, 8 8 0 m		

※ ○付番号は別添図面参照

(3) 急傾斜地崩壊危険区域

区 域 名	所 在 地	指 定 年 月 日
網 ノ 浦	相生四丁目	昭和47年2月12日
龍 山	相生四丁目及び相生	〃
野 瀬	野 瀬	〃
緑 ケ 丘	緑ヶ丘一丁目及び 若狭野町入野字大谷	平成8年3月29日
森	矢野町森	平成12年3月7日
相生(1)、相生(2)	旭二丁目及び相生	平成19年3月9日
相生(3)	旭二丁目及び相生	平成26年10月31日
八洞	若狭野町野々	平成21年8月7日
佐方(1)	佐方及び佐方三丁目	令和元年5月7日

第 9 款 情報周知と伝達内容

1 地域住民への周知

- (1) 防災行政無線による周知
- (2) サイレンによる周知
- (3) 自治会等による周知
- (4) 消防団による周知
- (5) あいおい防災ネットによる周知
- (6) 相生市公式LINEによる周知
- (7) 緊急速報メール・公共情報コモンズによる周知
- (8) ハザードマップによる周知

2 伝達内容

- (1) 気象情報
警戒状態となった場合、情報を一般に周知する。
- (2) 洪水予報
河川等の増水状況により必要に応じて周知する。
- (3) 堤防の決壊
サイレン及び口頭伝達をもって一般に周知する。
- (4) 避難
サイレン及び口頭伝達により周知し、水防本部員、水防部員(消防団員)、相生消防署員、警察官等の指示・誘導により避難する。
- (5) 水防警戒解除
河川等の水位が減じ、災害のおそれがなくなったとき解除し、一般に周知する。

3 立退き指示

津波等により著しく危険が切迫していると認められたときは、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを指示することができる。なお、立退き指示をした場合は、相生警察署にその旨を通知する。

第 10 款 居住者の出動

水防法第 24 条に基づき、河川、その他が著しく危険な状態となったとき、水防管理者は居住者の出動を要請することができる。

ただし、その対象者は市内居住の年齢満 18 歳以上の者とする。

第 11 款 民間団体の協力

災害時において自治会等の協力を得て、災害応急対策の万全を期す。

- 1 情報の収集及び伝達
- 2 救出・救護
- 3 給食・給水
- 4 災害応急対策活動
- 5 災害復旧の促進及び協力

第 1 2 款 指定避難場所（38箇所）

災害により被害を受け、又は受ける恐れのある者を収容し、生活の救済を図る応急生活の場所として設定する。

	施 設 名	所 在 地	電話番号	収容可能 人員(人)
1	相生学院高等学校	野瀬700番地	24-0100	190
2	相生公民館	相生二丁目15番26号	22-7153	50
3	相生幼稚園	川原町31番2号	22-7140	50
4	相生小学校	川原町31番1号	22-7146	190
5	市民体育館	旭一丁目19番31号	22-7129	480
6	中央幼稚園	旭五丁目16番68号	22-7115	70
7	中央小学校	旭五丁目16番67号	22-7149	230
8	双葉中学校	双葉一丁目2番1号	22-7152	230
9	古池公会堂	古池本町11番27号	———	20
10	双葉小学校	向陽台23番1号	22-7148	190
11	平芝幼稚園	那波野一丁目1番6号	22-7143	60
12	平芝保育所	那波野一丁目6番13号	22-7137	50
13	東部公民館	向陽台6番20号	22-7804	50
14	陸公民館	山手一丁目77番地	22-7803	50
15	相生高等学校	山手一丁目722番地10	23-0800	240
16	山手幼稚園	山手二丁目497番地15	23-3960	35
17	看護専門学校	汐見台2番地2	22-7110	70
18	相生保育所	汐見台2番地2	22-7135	30
19	矢野川保育所	汐見台2番地2	25-7122	30
20	陸自治会館	陸本町1番3号	———	90
21	那波小学校	那波本町17番30号	22-7147	150
22	生きがい交流センター	那波本町1番7号	22-2777	65
23	那波中学校	那波南本町10番1号	22-7151	190
24	相生産業高等学校	千尋町10番50号	22-0595	280
25	佐方福祉センター	佐方一丁目14番17号	———	40

	施 設 名	所 在 地	電話番号	収容可能 人員(人)
26	千 尋 町 自 治 会 館	千尋町5301番地97	———	15
27	こども学習センター	緑ヶ丘四丁目5番5号	22-8313	100
28	青 葉 台 小 学 校	青葉台1番1号	22-7158	220
29	あ お ば 幼 稚 園	青葉台1番2号	22-7711	90
30	西 部 公 民 館	那波字西矢之谷2004番地25	22-7388	50
31	上 松 隣 保 館	若狭野町上松字山崎120番地	28-0783	20
32	若狭野多目的研修センター	若狭野町八洞字五反田152番地6	28-0001	50
33	若 狭 野 小 学 校	若狭野町八洞字梶185番地	28-0152	140
34	矢 野 川 幼 稚 園	若狭野町八洞字梶212番地	28-0155	65
35	矢 野 川 中 学 校	若狭野町寺田字桑ノ木原298番地	28-0151	180
36	矢 野 小 学 校	矢野町上字向イ西587番地3	29-0019	100
37	矢 野 公 民 館	矢野町瓜生字溝下479番地1	29-0002	50
38	ふるさと交流館	矢野町中野字上才ノ元129番地	29-1010	50
収 容 可 能 人 員 計				4,260

第 1 3 款 協力応援についての協定

1 警察署長との協定

水防管理者は、水防上必要がある場合は、警察署長と次の事項を協定するものとする。

- (1) 水防法第 2 1 条の警戒区域の設定
- (2) 水防法第 2 2 条の警察官の出動要請
- (3) 水防法第 2 9 条の立退き指示の通知

2 隣接水防管理団体との協定

水防法第 2 3 条に基づく応援については、昭和 4 4 年 1 2 月 1 0 日締結の消防相互応援協定により、要請することができる。

第 1 4 款 水防非常配備

1 非常配備の種類

第 1 非常 配備態勢	少数の人員をもって、主として情報連絡に当たり、事態の推移により直ちに招集、その他の活動ができる態勢
第 2 非常 配備態勢	所属人員の半数をもって当たり、その他は自宅待機とし、次期体制に直ちに移れる態勢
第 3 非常 配備態勢	全員招集。消防団は各分団毎に詰所に配置、出動要請次第直ちに活動可能な完全水防態勢

2 非常配備につく時期及び解除

非常配備及び解除の時期は、次の基準により、水防本部長が指示する。

水防指令第1号指令（第1非常配備態勢） ① 今後の気象情報及び水位又は潮位に注意及び警戒を必要とする時。 ② 震度4の地震が発生した時。（自動発令）
水防指令第2号指令（第2非常配備態勢） ① 水防事態の発生が予想され、数時間の間に水防活動の必要が予想される時。 ② 水防警報の「準備」が発せられた時。 ③ 震度5弱又は5強の地震が発生した時。（自動発令）
水防指令第3号指令（第3非常配備態勢） ① 水防事態が切迫し、また水防態勢の規模が大きくなり第2非常配備態勢では処理しかねると予想される時。 ② 水防警報の「出動」が発せられた時。 ③ 震度6弱以上の地震が発生した時。（自動発令） ④ 津波注意報、または津波警報、大津波警報が発表された時。（自動発令）
解 除 水位が低下し、災害発生のおそれなくなった時、水防本部長は水防体制を解除し、一般に周知する。

注）（自動発令）と記載のあるものは、地震発生又は津波注意報等の発表をもって、水防指令が自動的に発令されたものとみなす。

気 象 情 報

1 水防活動に関係のある注意報・警報の種類及び発表基準

注 意 報	発 表 基 準
大 雨	大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 ○ 土壌雨量指数基準 1 0 3 ○ 表面雨量指数基準 9
洪 水	洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 ○ 流域雨量指数基準 矢野川流域 1 1 . 3
高 潮	台風等による海面の異常上昇によって一般の注意を喚起する必要がある場合 ○ 潮位が東京湾平均海面(T・P)上1.2 m
波 浪	波浪、うねり等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 ○ 有義波高が1.5 m

警 報	発 表 基 準
大 雨	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 ○ 土壌雨量指数基準 1 3 5 (土砂災害) ○ 表面雨量指数基準 1 7 (浸水害)
洪水	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 ○ 流域雨量指数基準 矢野川流域 1 4. 2
高 潮	台風等による海面の異常上昇によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 ○ 潮位が東京湾平均海面(T・P)上1. 8 m
波 浪	波浪、うねり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 ○ 有義波高が3. 0 m

特別警報	発 表 基 準
大 雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
高 潮	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、高潮になると予想される場合
波 浪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、高波になると予想される場合

2 津波注意報、警報の種類及び発表基準

発表基準・解説・発表される津波の高さ等

(津波警報・注意報)

気象庁が、津波による災害の発生が予測される場合には、地震発生後、約3分で大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表する。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ 予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動	発表管署
			数値での発表	巨大地震の場合の発表		
大津波警報 (特別警報)	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<予想高さ	10m超	巨大	陸域に津波が浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	気象庁本庁又は大阪管区気象台
		5m<予想高さ≤10m	10m			
		3m<予想高さ≤5m	5m			
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<予想高さ≤3m	3m	高い		
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤予想高さ≤1m	1m	(表記なし)	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。	

注1) 津波による災害のおそれがなくなつたと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

注2) 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなつた時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

3 津波情報

大津波警報・津波警報・注意報を発表した後、「予測される津波の高さ」、「津波の到達予測時刻」等の情報を発表する。

津波情報の種類と内容

	情報の種類	情報の内容
津 波 情 報	津波到達予測時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予測時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）または2種類の定性的表現で発表
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表(※1)
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

(※1) 津波観測に関する情報の発表内容について

- ・ 沿岸で観測された津波の第1波の到達時間と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・ 最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

4 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

発表基準	内 容	発表管署
津波が予想されない時 (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表	気象庁本庁 又は大阪管 区气象台
0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害は心配なく、特段の防災対策の必要がない旨を発表	
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表	

水 防 法 抜 す い

第 1 条（目 的）

この法律は、洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もつて公共の安全を保持することを目的とする。

第 3 条（市町村の水防責任）

市町村は、その区域における水防を十分に果すべき責任を有する。ただし、水防事務組合が水防を行う区域及び水害予防組合の区域については、この限りでない。

第 1 6 条（水防警報）

国土交通大臣は、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸について、都道府県知事は、国土交通大臣が指定した河川、湖沼又は海岸以外の河川、湖沼又は海岸で洪水、津波又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定したものについて、水防警報をしなければならない。

- 2 国土交通大臣は、前項の規定により水防警報をしたときは、直ちにその警報事項を関係都道府県知事に通知しなければならない。
- 3 都道府県知事は、第 1 項の規定により水防警報をしたとき、又は前項の規定により通知を受けたときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、直ちにその警報事項又はその受けた通知に係る事項を関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知しなければならない。

第 2 1 条（警戒区域）

水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

- 2 前項の場所においては、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があつたときは、警察官は、同項に規定する者の職権を行うことができる。

第 2 2 条（警察官の援助の要求）

水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

第 2 3 条（応 援）

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。応援を求められた者は、できる限りその求めに応じなければならない。

第 2 4 条（居住者等の水防義務）

水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

第 2 9 条（立退きの指示）

洪水、雨水出水、津波又は高潮によつて氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合には、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

第 3 3 条（水防計画）

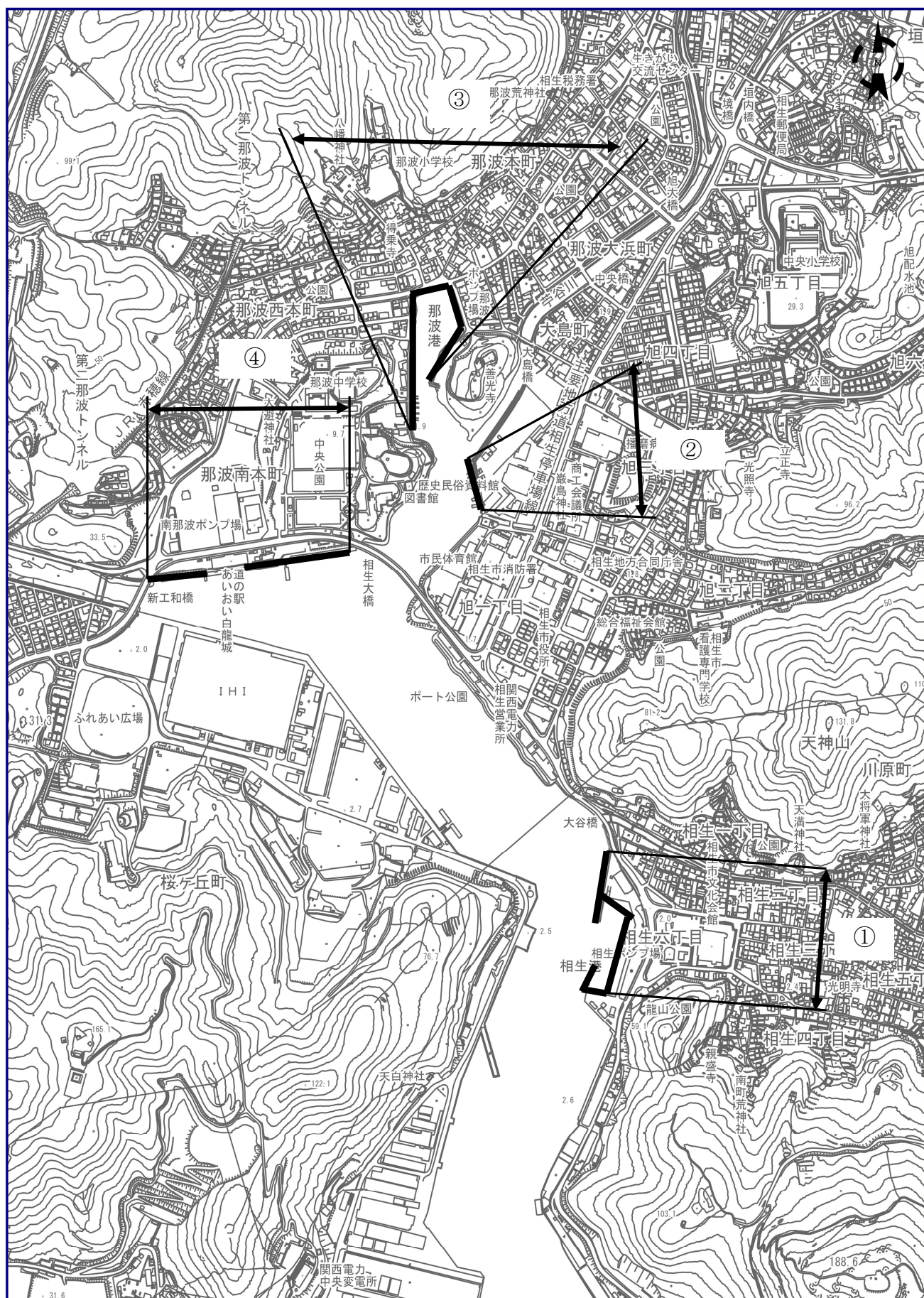
指定管理団体の水防管理者は、都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、及び毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

- 2 指定管理団体の水防管理者は、前項の規定により水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、水防協議会（次条第 1 項に規定する水防協議会をいう。以下この項において同じ。）を設置する指定管理団体にあつては当該水防協議会、水防協議会を設置せず、かつ、災害対策基本法第 1 6 条第 1 項に規定する市町村防災会議を設置する市町村である指定管理団体にあつては当該市町村防災会議に諮らなければならない。

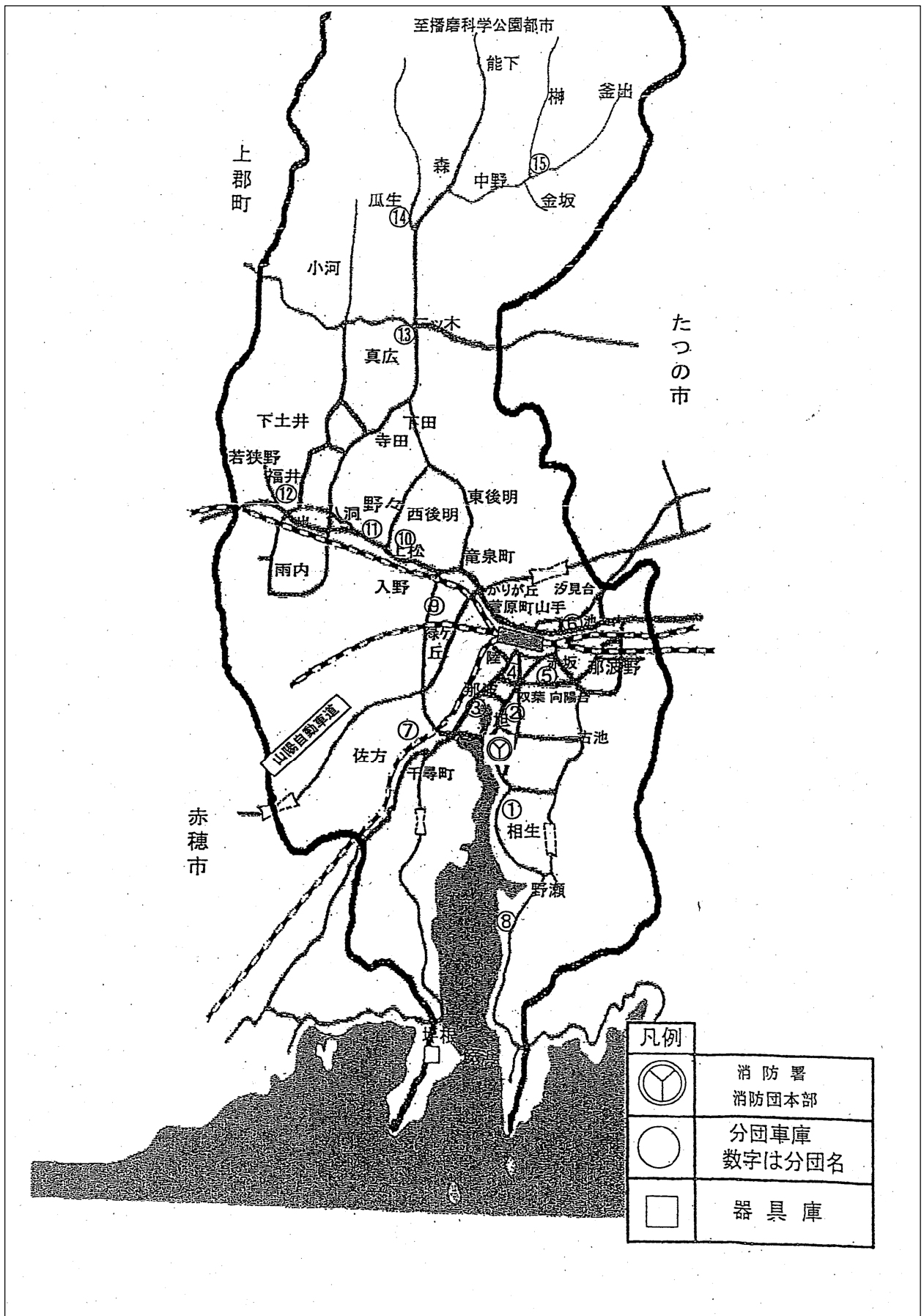
第 3 4 条（水防協議会）

指定管理団体の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、指定管理団体に水防協議会を置くことができる。ただし、水防事務組合及び水害予防組合については、これらに水防協議会を置くものとする。

津波・高潮に関する重要水防区域図



消防機関配置図



河川及び水防倉庫位置図

